

厚生労働大臣が定める掲示事項

当歯科では以下の項目について厚生労働省九州厚生局へ施設基準に適合している旨の届け出を行っています。

【九州厚生局への届出事項】

● 基本診療料

● 地域歯科診療支援病院歯科初診料【(病初診) 第41号】

- ・使用する医療機器などに対し、患者さん毎・処置毎の交換や、洗浄・滅菌等、十分な院内感染の防止対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。
- ・緊急時に対応できるよう、当院医科部門と連携しております。
- ・感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
- ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している歯科医師が1名以上配置されています。

● 歯科外来診療医療安全対策加算2【(外安全2) 第497号】

歯科医療にかかる医療安全管理対策を実施しています。偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、併設医療機関と連携体制を確保しています。安心安全な歯科医療の提供を行うため、自動体外式除細動器(AED)をはじめ、経皮的酸素飽和度測定器、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置等を備えています。

● 歯科外来診療感染対策加算3【(外感染3) 第497号】

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物資を吸収できる環境を確保しています。

● 特掲診療料

● 歯科治療時医療管理料【(医管) 第351号】

全身的な疾患を有する患者さんの歯の治療に際し、必要な医療管理を行う体制を整えています。

● 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査【(咀嚼能力) 第421号】

咀嚼の能力を測定するため、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています。

● 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び咬合圧検査【(咬合圧) 第59号】

咬合圧を測定するため、歯科用咬合力計を備えています。

● 歯科口腔リハビリテーション料2【(歯リハ2) 第107号】

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

● CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー【(歯CAD) 第609号】

歯科技工所と連携し、コンピューター支援設計・製造ユニット(CAD/CAM)を用いて前歯や小臼歯、大臼歯に白色の冠を作成し、補綴治療を行っています。 ※金属アレルギーの方もご相談ください。

● 歯周組織再生誘導手術【(GTR) 第260号】

歯周病で歯周組織の破壊がひどい場合に、歯周病組織再生用の材料(保護膜)を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

・クラウン・ブリッジ維持管理料【(補管) 第 3506 号】

当院で装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理に取り組んでいます。

異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。

・歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)【(歯外在ベ I) 第 535 号】

外来・在宅医療を行う保険医療機関として、主に歯科医療に従事する職員の賃金改善を図る体制を採ります。

● その他

・酸素の購入価格【(酸素) 第 149075 号】

【連携先医療機関】

○たたらリハビリテーション病院 092-691-5508